

香川県高等学校等教育改革促進事業取組開始前支援業務委託仕様書

1 目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、県内の公立の高等学校等（以下「県内の公立高校」という）において①アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成、②理数系人材育成、③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（以下、「三類型」という。）の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケースを創出することとしている。本業務は、県内の公立高校において高校教育改革を先導する拠点（以下、「先導拠点」という。）の創出に先行して実施する必要がある体制構築等のうち、三類型の取組開始前において、各拠点校における取組を円滑かつ効果的に推進するため、県の教育改革基本構想等の検討支援を行うものである。

2 履行期間 契約締結の日から令和8年7月31日（金）まで

3 履行場所 香川県教育委員会事務局高校教育課、改革先導拠点候補校（県内の公立高校3校もしくは4校以内とする。）の他、オンラインにより行う

4 対象経費 文部科学省の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業のうち三類型に応じた経費の対象経費とする

5 委託業務内容

(1) 県の現状調査・課題分析支援

国のグランドデザインや、県立高校の在り方に関する検討状況を踏まえ、県の課題分析を行い、以下の調査・分析等を通じて論拠を補強・提示し、策定を支援する。

① 今後の高校教育を取り巻く社会・経済動向の分析支援

- ・国の将来人口推計、産業構造の現状と推計、研究機関等による将来産業に関するレポート等の分析
- ・本県の将来人口推計、産業構造の現状（推計）、求人動向、中学・高校・大学進学動向、人口動態（将来見通し）等の分析
- ・分析を補完・深化させるための有識者ヒアリングの設計・整理

(2) 三類型の先導拠点基本構想策定支援

三類型の先導拠点を創出するための基本構想の策定を支援する。

①取組内容の検討

- ・三類型の先導拠点ごとに、香川県の現状と課題を踏まえた具体的な教育プログラムや導入設備等の検討、産業界や大学等との連携体制の構築等を行う

②取組内容の具体化に向けた支援

- ・事業実施に必要となる計画書・各種書類の作成における助言・支援

③事業効果の検証に向けた支援

- ・事業効果を図る適切なKPIの設定、効果検証手段の提示

(3) 高校教育改革を検討する機会の運営支援

高校教育改革推進のための取組等を議論する場（会議やワークショップ）づくりに向けた、ステークホルダーの人選や関係者調整等を、事務局と連携しながら行う。

(4) その他業務

① 高校教育改革推進のための国の動向、全国を取組事例の収集、提供、関係者調整等

② 本業務に係る定例打合せの実施（県との間で週1回程度）オ
ンラインにおいて行う場合は通信手段等を用意すること。

6 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュール

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随意報告を行うこと。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打合せを行い、状況に応じて臨機応変に対応すること。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

7 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

8 留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 21条から第 28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第 20条の規定による著作者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物(素材を含む)を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関して細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知り得た情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密を保持し、第三者への情報提供の禁止
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (7) 受託者が業務を実施するにあたり、必要となる経費は、委託料に含めるものとする。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (9) 本業務の実施に当たっては、他の業務の経費と区分できるよう、会計関係書類等を整備し、業務完了の日以降に到来する 4 月 1 日から 5 年間保管すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。